

ミナミで買い物！応援キャンペーン よくあるご質問

質問内容		回答内容
1 利用者・店舗 共通		
1-1	買い物応援キャンペーンの内容を教えてください。	ミナミ地区（下記1-2参照）において、対象となる店舗でスマートフォン端末を利用したキャッシュレス決済を行った際に、利用額の20%分のポイントを付与します。ただし、上限3,000円です。 キャンペーン期間は、11月16日～12月31日までです。
1-2	ミナミ地区とはどこのエリアですか。	大阪府が8月6日～20日まで実施した休業要請等が行われた地区のことであり、中央区の堺筋、御堂筋、長堀通、千日前通に囲まれたエリアです。 住所で言うと 心齋橋筋1～2丁目、東心齋橋1～2丁目、宗右衛門町、道頓堀1丁目（1丁目東を除く）、千日前1丁目、日本橋1丁目2番及び3番、難波1丁目が対象となります。 ※地下街も住所が上記内であれば対象となります
2 利用者向け		
2-1	対象となる店舗はどのように確認できますか。	対象となる店舗が確定次第、大阪市のホームページやキャッシュレス決済事業者のホームページ・アプリ等で確認できるほか、対象店舗にキャンペーンポスター等が掲示される予定です。
2-2	対象店のオンラインストアから商品を購入した場合、ポイントは付与されますか。	オンラインストアで買い物等した場合は対象外となります。
2-3	対象となる決済サービスが今後増えることはありますか。	対象となる決済サービスが増えることはありません。
2-4	大阪市民以外の利用でもポイント付与の対象となりますか。	利用者の方の居住地に制限はありません。ミナミ地区で買い物等を行っていただければ対象となります。
2-5	ポイント付与の上限3,000円とは、1回ごとの買い物の上限ですか。	キャンペーン期間中、決済事業者1社につき、1人当たり3,000円が上限となります。 【Aさんの買い物例】 11月23日：5,000円の靴をPayPayで決済⇒1,000円分ポイント還元 12月5日：10,000円の洋服をPayPayで決済⇒2,000円分ポイント還元（PayPayの還元終了） 12月24日：15,000円のかばんを楽天°アプリで決済⇒3,000円分ポイント還元 （楽天°アプリの還元終了）
3 店舗向け		
3-1	キャンペーンに参加したいのですが、どのような手続きが必要ですか。	大阪府「感染防止宣言ステッカー」の登録・掲示と、対象のキャッシュレス決済サービスへの加盟が必要で す。 大阪府「感染防止宣言ステッカー」の登録については、大阪府ホームページからお手続きいただけます。 キャッシュレス決済サービスの加盟手続きについては、各事業者のホームページ等をご確認いただくか、事業者 者に直接お問い合わせください。
3-2	感染防止対策とは、具体的に何を行えばよいですか。	各業界団体等（内閣官房ホームページ掲載団体等）が専門家の知見を踏まえ作成した感染拡大予 防ガイドラインをご参照ください。 【業種別ガイドライン】 https://corona.go.jp/prevention/pdf/quideline.pdf